

# 国と東京電力に責任を認めさせよう！

## 第2陣

# 第22回期日（裁判）のお知らせ

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団・弁護団

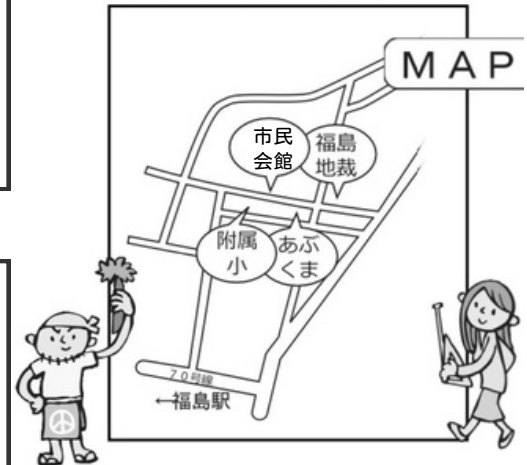
12/11  
(月)  
第22回期日

12:15 あぶくま事務所前集合  
12:30 期日前集会  
13:00 裁判所へデモ行進！



(福島地裁)

13:30 進行協議期日  
14:00 裁判傍聴  
15:15 報告集会@市民会館



## これまでの裁判の流れと今回の予定

川俣町山木屋地区にお住まいだった原告の方が法廷で意見陳述します。放射線量が高く避難せざるを得なかった苦しみや国による避難地域の線引きの不合理さなどの被害を訴えます。

また、代理人の意見陳述は、

- ・責任論（昨年最高裁判決に対しては法律学者もその誤りを指摘しており、先例としての価値がないこと）、
  - ・損害論（個々の被害の現れ方は多様であっても共通性があること、中間指針第五次追補は不十分であり、賠償されていない損害があることなど）
- の両方について予定しています。



最高裁判決を正すため  
全国共同署名活動中！  
ご協力ください！

みんなて  
もとの暮らしを  
とりもどそう！

## 最高裁判決の誤りを克服する取り組みを！

国の責任を否定した第1陣訴訟の最高裁判決（昨年6月17日）以降、国の責任を否定する下級審判決（いわき市民訴訟仙台高裁判決など）が相次いでいます。福島地裁でも3月14日に「小高区訴訟」「鹿島区訴訟」の判決があり、いずれも国の責任を否定しました。この判決を下した裁判長が第2陣訴訟でも裁判長をしています。同じ判決をさせないため裁判官でも否定できない事実と証拠を積み重ねていく必要があります。

他方、今後、山形訴訟、みやぎ訴訟（いずれも仙台高裁）など全国の高裁で結審・判決が続きます。国の責任を認める高裁判決を勝ちとり「最高裁第2ラウンド」のたたかいを進めるためにも全国の訴訟への応援を強めていきましょう。

最新情報は  
こちら！

【問い合わせ先】

あぶくま法律事務所

〒960-8018 福島県福島市松木町7-17 TEL: 024-534-5151

弁護団  
原告団HP

